

「暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」の一部を次のとおり改正する。 ※改正部分は下線部分である。	
改正後	改正前
(法令等の遵守) 第3条 会員は、暗号資産交換業務を行うに当たり、本規則のほか犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号、以下「犯収法」という。）その他マネロン・テロ資金供与対策に係る法令諸規則を遵守しなければならない。 2 会員は、その業務を行うに当たり、<u>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン</u>（平成30年2月6日金融庁）（以下、改正後のものを含め、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）記載の「対応が求められる事項」を実施するとともに、「対応が期待される事項」の実施に努めなければならない。	(法令等の遵守) 第3条 会員は、暗号資産交換業務を行うに当たり、本規則のほか犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号、以下「犯収法」という。）その他マネロン・テロ資金供与対策に係る法令諸規則を遵守しなければならない。 2 会員は、その業務を行うに当たり、<u>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン</u>（平成30年2月6日金融庁、以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）記載の「対応が求められる事項」を実施するとともに、「対応が期待される事項」の実施に努めなければならない。
(利用者管理の強度調整) 第12条 会員は、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した利用者については、以下の各号に掲げる措置その他会員が必要とする方法をもって厳格な利用者管理を実施しなければならない。 (1) 資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源等について、リスクに応じ追加的な情報を入手し、取引モニタリング等において参照すること (2) 当該利用者との取引の実施等につき、あらかじめ、<u>第42条</u>の規定により選任された統括管理者又はその委任を受けた特定の者（第1線（<u>第44条</u>に定める意味をいう。）から独立した第2線（<u>第44条</u>に定める意味をいう。）の役職員であって、マネロン・テロ資金供与対策に関する知識・経験を有する者として取締役会で承認した者に限る。）の承認を得ること (3) リスク評価の結果に応じて、リスクが高いと判断した利用者について直ちに取引モニタリングの敷居値を厳格化する、調査頻度を高める等の管理強化や、利用者情報の定期的な調査においては、その頻度や範囲の増加等を図ること (4) 当該利用者と属性等が類似する他の利用者につき、リスク評価の厳格化等が必要でないかを検討し、その結果をリスク管理体制へ反映させること 2 会員は、利用者の営業実態、所在等が取引の態様等に照らして不明瞭であるなどのリスクが高い取引等について、必要に応じ、取引開始前又は多額の取引等に際し、例えば、利用者やその実質的支配者との直接の面談、営業拠点がない場合における実地調査等、追加的な措置の実施に努めなければならない。	(利用者管理の強度調整) 第12条 会員は、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した利用者については、以下の各号に掲げる措置その他会員が必要とする方法をもって厳格な利用者管理を実施しなければならない。 (1) 資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源等について、リスクに応じ追加的な情報を入手し、取引モニタリング等において参照すること (2) 当該利用者との取引の実施等につき、あらかじめ、<u>第43条</u>の規定により選任された統括管理者又はその委任を受けた特定の者（第1線（<u>第45条</u>に定める意味をいう。）から独立した第2線（<u>第45条</u>に定める意味をいう。）の役職員であって、マネロン・テロ資金供与対策に関する知識・経験を有する者として取締役会で承認した者に限る。）の承認を得ること (3) リスク評価の結果に応じて、リスクが高いと判断した利用者について直ちに取引モニタリングの敷居値を厳格化する、調査頻度を高める等の管理強化や、利用者情報の定期的な調査においては、その頻度や範囲の増加等を図ること (4) 当該利用者と属性等が類似する他の利用者につき、リスク評価の厳格化等が必要でないかを検討し、その結果をリスク管理体制へ反映させること 2 会員は、利用者の営業実態、所在等が取引の態様等に照らして不明瞭であるなどのリスクが高い取引等について、必要に応じ、取引開始前又は多額の取引等に際し、例えば、利用者やその実質的支配者との直接の面談、営業拠点がな場合における実地調査等、追加的な措置の実施に努めなければならない。
(確認記録の添付資料の取扱い等) 第20条 会員は、犯収法施行規則第20条第2項の規定にかかわらず、同条第1項各号に掲げる事項のうち、会員がリスク管理の観点から用いる事項を確認記録において省略してはならない。 2 会員は、マイナンバーカード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）が本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、発行者や有効期間等、個人番号以外の事項を記載しなければならない。 3 会員は、国民年金手帳が本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、交付年月日等、基礎年金番号以外の事項を記載しなければならない。 4 会員は、本人確認書類として医療保険の<u>資格確認書</u>が用いられた場合、本人確認書類を特定するに足りる事項として、当該<u>資格確認書</u>の被保険者等記号・番号等以外の事項を記載しなければならない。	(確認記録の添付資料の取扱い等) 第20条 会員は、犯収法施行規則第20条第2項の規定にかかわらず、同条第1項各号に掲げる事項のうち、会員がリスク管理の観点から用いる事項を確認記録において省略してはならない。 2 会員は、マイナンバーカード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）が本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、発行者や有効期間等、個人番号以外の事項を記載しなければならない。 3 会員は、国民年金手帳が本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、交付年月日等、基礎年金番号以外の事項を記載しなければならない。 4 会員は、本人確認書類として医療保険の<u>被保険者証</u>が用いられた場合、本人確認書類を特定するに足りる事項として、当該<u>被保険者証</u>の被保険者等記号・番号等以外の事項を記載しなければならない。
<u>(受取人住居及び移転目的の情報収集)</u>	<u>(受取人住居及び移転目的の情報収集)</u>

<u>第 33 条（削除）</u>	<u>第 33 条</u> 会員は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。） <u>第 16 条の 2</u> で定義される顧客の支払等に係る電子決済手段等の移 転等を行う場合であって、<u>第 27 条</u>に基づく通知又は<u>第 30 条</u>に基づ く情報収集を行うときは、以下の項目について情報収集するものと する。 (1) <u>受取人の住居（法人又は代表者若しくは管理者の定めがある人 格のない社団若しくは財団の場合は、本店又は主たる事務所の所 在地）に関する情報</u> (2) <u>暗号資産の移転の目的</u>
（トラベルルール等に関する規定の見直し及び関係法令等の遵守） <u>第 33 条（略）</u>	（トラベルルール等に関する規定の見直し及び関係法令等の遵守） <u>第 34 条（略）</u>
（体制整備） <u>第 34 条（略）</u>	（体制整備） <u>第 35 条（略）</u>
（被害者の救済） <u>第 35 条</u> 会員は、<u>第 34 条</u>第 4 項に基づき、暗号資産交換業務に係る 取引や資金の払出しを停止した場合であって、かつ、当該暗号資産 交換業務に係る取引が犯罪行為に利用されたと認めるに足りる相当 な理由がある場合又は口座開設契約等を締結している者が当該契約 を犯罪行為に利用していると認められるに足りる相当な理由がある 場合には、会員の管理下にある当該取引に係る金銭及び暗号資産を 被害者に返金若しくは返戻する等の被害回復のために必要な措置を 講じること努めなければならない。 2 会員は、取引の不正利用に関する裁判所からの調査委託又は弁護 士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案毎に、暗号資産交 換業者に課せられた守秘義務を勘案しつつ、これら制度の趣旨に沿 って、適切な判断を行う体制を整備しなければならない。	（被害者の救済） <u>第 36 条</u> 会員は、<u>第 35 条</u>第 4 項に基づき、暗号資産交換業務に係る 取引や資金の払出しを停止した場合であって、かつ、当該暗号資産 交換業務に係る取引が犯罪行為に利用されたと認めるに足りる相当 な理由がある場合又は口座開設契約等を締結している者が当該契約 を犯罪行為に利用していると認められるに足りる相当な理由がある 場合には、会員の管理下にある当該取引に係る金銭及び暗号資産を 被害者に返金若しくは返戻する等の被害回復のために必要な措置を 講じること努めなければならない。 2 会員は、取引の不正利用に関する裁判所からの調査委託又は弁護 士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案毎に、暗号資産交 換業者に課せられた守秘義務を勘案しつつ、これら制度の趣旨に沿 って、適切な判断を行う体制を整備しなければならない。
（規程等の作成） <u>第 36 条（略）</u>	（規程等の作成） <u>第 37 条（略）</u>
（情報検索システムの導入） <u>第 37 条（略）</u>	（情報検索システムの導入） <u>第 38 条（略）</u>
（IT システムの活用） <u>第 38 条（略）</u>	（IT システムの活用） <u>第 39 条（略）</u>
（データ管理） <u>第 39 条（略）</u>	（データ管理） <u>第 40 条（略）</u>
（FinTech 等の活用） <u>第 40 条（略）</u>	（FinTech 等の活用） <u>第 41 条（略）</u>
（経営陣の関与・理解） <u>第 41 条（略）</u>	（経営陣の関与・理解） <u>第 42 条（略）</u>
（統括管理者の選任） <u>第 42 条（略）</u>	（統括管理者の選任） <u>第 43 条（略）</u>
（担当部署の設置） <u>第 43 条（略）</u>	（担当部署の設置） <u>第 44 条（略）</u>
（第 1 線・第 2 線による管理） <u>第 44 条（略）</u>	（第 1 線・第 2 線による管理） <u>第 45 条（略）</u>

(内部監査の実施等) <u>第 45 条</u> 会員は、内部監査部門を設け、次の各号その他会員が必要と認める事項をもって監査計画を策定し、第 1 線や第 2 線から独立した立場から、定期的に、マネロン・テロ資金<u>供与</u>対策に係る内部監査を適切に実施しなければならない。 (1)マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の適切性 (2)当該方針・手続・計画等を遂行する職員の専門性・適合性等 (3)職員に対する研修の実効性 (4)異常取引の検知状況 (5)検知基準の有効性等を含む IT システムの運用状況 (6)検知した取引についてのリスク低減措置の実施、疑わしい取引の届出状況 2～6 (略)	(内部監査の実施等) <u>第 46 条</u> 会員は、内部監査部門を設け、次の各号その他会員が必要と認める事項をもって監査計画を策定し、第 1 線や第 2 線から独立した立場から、定期的に、マネロン・テロ資金<u>提供</u>対策に係る内部監査を適切に実施しなければならない。 (1)マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の適切性 (2)当該方針・手続・計画等を遂行する職員の専門性・適合性等 (3)職員に対する研修の実効性 (4)異常取引の検知状況 (5)検知基準の有効性等を含む IT システムの運用状況 (6)検知した取引についてのリスク低減措置の実施、疑わしい取引の届出状況 2～6 (略)
(PDCA) <u>第 46 条</u> (略)	(PDCA) <u>第 47 条</u> (略)
(グループベースの管理体制) <u>第 47 条</u> (略)	(グループベースの管理体制) <u>第 48 条</u> (略)
(職員の確保、育成等) <u>第 48 条</u> (略)	(職員の確保、育成等) <u>第 49 条</u> (略)
(外部委託先等の管理) <u>第 49 条</u> (略)	(外部委託先等の管理) <u>第 50 条</u> (略)
附則 この規則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。 (削除)	附則 <u>(施行日)</u> <u>第 1 条</u> この規則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。 <u>(経過規定)</u> <u>第 2 条</u> 2022 年 4 月 1 日から犯収法において第 6 条第 3 項に定める通知義務に関連する規定が設けられ当該規定が施行される日までの期間において第 6 条第 3 項乃至第 9 項が適用される暗号資産交換業者等宛暗号資産移転取引は、利用者から、邦貨換算額 10 万円を超えるビットコイン及びイーサリアムを暗号資産交換業者の管理するアドレス宛に送付して利用者と同一の自然人又は法人である受取人に当該暗号資産の価値を移転させることを内容とする依頼を受け、これを引き受けて遂行する取引とする。 <u>2</u> 2022 年 4 月 1 日から犯収法において第 6 条第 3 項に定める通知義務に関連する規定が設けられ当該規定が施行される日までの期間において、第 6 条第 12 項及び第 13 項について以下の規定を適用する。 <u>12</u> 会員は、受取人等宛暗号資産移転取引を行う場合は、前項に従い取得した情報に照らし送付に係るリスクを評価して送付し、当該リスクに応じ送付拒絶を含む適切な対応を行うよう努めるものとする。 <u>13</u> 会員は、その管理する暗号資産アドレス宛に暗号資産の送付を受けた場合において、当該送付が自らに口座を保有する利用者に当該暗号資産の価値を移転させることを目的としたものであるとみとめられ、かつ第 10 項に規定する当該送付に係る必須情報の通知を暗号資産交換業者等から受け取らなかった場合は、当該暗号資産の送付のリスク評価のために必要な送付人に関する情報で合理的に取得可能なものを取得するよう努めるものとする。 <u>3</u> 2022 年 4 月 1 日から犯収法において第 6 条第 3 項に定める通知義務に関連する規定が設けられ当該規定が施行される日までの期間

	<u>において、会員は、第6条第3項に規定する必須情報の通知が送付に係る暗号資産の移転前又は移転と同時に行われるための措置、通知に係る必須情報のうち受取人に関する情報が不正確である場合に送付に係る暗号資産の移転が行われないための措置又はかかる場合に送付に係る暗号資産の移転が行われたとしても受取人が当該暗号資産を利用できないようにするための措置を講じることのできる体制を整備するよう努めることとする。</u> 4 <u>2022年4月1日から2022年9月30日までの期間において、第6条第2項(1)②に掲げる受取人の住所に関する情報及び同項(2)に掲げる情報の取得義務及び第6条第11項(1)②に掲げる受取人の住所に関する情報及び同項(2)に掲げる情報の取得義務を適用しない。</u>
<u>附則（2025年●月●日決議）</u> <u>（施行日）</u> 第1条 この規則は、2025年●月●日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 第2条 2025年12月1日までの期間において、2024年12月2日時点で現に交付されている医療保険の被保険者証（被保険者証の有効期間が経過していないものに限る。）は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第7条第1号ハに掲げる本人確認書類とみなし、会員が本人確認書類として当該被保険者証を用いた場合には第20条第4項を適用する。	<u>（新設）</u>
「『暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則』に関するガイドライン」の一部を次のとおり改正する。 ※改正部分は下線部分である。	
改正後	改正前
第28条第2項関係 （1） 会員は、利用者から暗号資産の移転の依頼を受けた場合には、移転先アドレスが資産凍結等の措置の対象者（金融庁・財務省要請における定義に従う。以下同じ。）のアドレス又は資産凍結等の措置の対象者のアドレスと疑われるアドレスか否かの移転前の確認（以下「事前スクリーニング」という。）を以下のア及びイの方法にて行うこととします。 会員は、事前スクリーニングにより、移転先アドレスが資産凍結等の措置の対象者のアドレスであると判断した場合は、当該移転を拒絶しなければなりません。また、会員は、事前スクリーニングにより、移転先アドレスが資産凍結等の措置の対象者のアドレスと疑われるアドレスと判断した場合は、移転プロセスを中断し、移転依頼利用者に対する聴取その他適切な方法で移転先アドレス及び受取人に関する調査を行い、かかる調査の結果、移転先アドレスが資産凍結等の措置の対象者のアドレスであるとの疑いが払拭されない限り、当該移転を拒絶しなければなりません。 ア 解析ツール 会員は、事前スクリーニングを、原則としてブロックチェーン解析業者の提供する解析ツール（以下「解析ツール」といいます。）を用いて行うこととし、その利用にあたっては、当該解析ツールが以下の条件を満たしていることを確認することとします。 ① 公開されている資産凍結等の措置の対象者のアドレスがすべて事前スクリーニングできること。 ② 新たに資産凍結等の措置の対象者のアドレスが公開された場合、<u>速やかに</u>当該アドレスについて事前スクリーニングが可能となること。 ③ 当該会員が取り扱っており利用者から移転依頼を受ける可能性のあるすべての種類の暗号資産について、①及び②の条	第28条第2項関係 （1） 会員は、利用者から暗号資産の移転の依頼を受けた場合には、移転先アドレスが資産凍結等の措置の対象者（金融庁・財務省要請における定義に従う。以下同じ。）のアドレス又は資産凍結等の措置の対象者のアドレスと疑われるアドレスか否かの移転前の確認（以下「事前スクリーニング」という。）を以下のア及びイの方法にて行うこととします。 会員は、事前スクリーニングにより、移転先アドレスが資産凍結等の措置の対象者のアドレスであると判断した場合は、当該移転を拒絶しなければなりません。また、会員は、事前スクリーニングにより、移転先アドレスが資産凍結等の措置の対象者のアドレスと疑われるアドレスと判断した場合は、移転プロセスを中断し、移転依頼利用者に対する聴取その他適切な方法で移転先アドレス及び受取人に関する調査を行い、かかる調査の結果、移転先アドレスが資産凍結等の措置の対象者のアドレスであるとの疑いが払拭されない限り、当該移転を拒絶しなければなりません。 ア 解析ツール 会員は、事前スクリーニングを、原則としてブロックチェーン解析業者の提供する解析ツール（以下「解析ツール」といいます。）を用いて行うこととし、その利用にあたっては、当該解析ツールが以下の条件を満たしていることを確認することとします。 ① 公開されている資産凍結等の措置の対象者のアドレスがすべて事前スクリーニングできること。 ② 新たに資産凍結等の措置の対象者のアドレスが公開された場合、<u>24時間以内に</u>当該アドレスについて事前スクリーニングが可能となること。 ③ 当該会員が取り扱っており利用者から移転依頼を受ける可能性のあるすべての種類の暗号資産について、①及び②の条

件を満たす事前スクリーニングができること。 イ 独自作成リスト（ブラックリスト） 会員は、解析ツールとは別に、独自に収集した情報に基づき移転拒絶する移転先アドレス（資産凍結等の措置の対象者のアドレスを含む。）のリストを各自作成し、解析ツールと併せて事前スクリーニングに用いるよう努めることとします。 （２）（略）	件を満たす事前スクリーニングができること。 イ 独自作成リスト（ブラックリスト） 会員は、解析ツールとは別に、独自に収集した情報に基づき移転拒絶する移転先アドレス（資産凍結等の措置の対象者のアドレスを含む。）のリストを各自作成し、解析ツールと併せて事前スクリーニングに用いるよう努めることとします。 （２）（略）
<u>第 33 条関係</u> （削除）	<u>第 33 条関係</u> <u>第 33 条に基づく情報収集に当たっては、協会が令和 4（2022）年 9 月 2 日付けで周知した内容を参考としてください。</u>
<u>第 36 条関係</u> （略）	<u>第 37 条関係</u> （略）
<u>第 38 条関係</u> （略） <u>第 38 条第 3 号関係</u> （略）	<u>第 39 条関係</u> （略） <u>第 39 条第 3 号関係</u> （略）
<u>第 39 条関係</u> （略）	<u>第 40 条関係</u> （略）
<u>第 41 条第 3 項関係</u> （略）	<u>第 42 条第 3 項関係</u> （略）
<u>第 44 条関係</u> （略）	<u>第 45 条関係</u> （略）
<u>第 45 条第 3 項関係</u> （略）	<u>第 46 条第 3 項関係</u> （略）
<u>第 46 条関係</u> （略）	<u>第 47 条関係</u> （略）
<u>第 47 条関係</u> （略）	<u>第 48 条関係</u> （略）
<u>第 48 条関係</u> （略）	<u>第 49 条関係</u> （略）